



# 山の手通信

No.152

2022年3月1日

会長           

## ● 班長について

2022（令和4）年度の「班長予定表（案）」を作成し、班長に渡しています。  
各班において 話し合いの上、変更がある場合は、下記まで提出願います。

【変更する場合の注意点】

- ① 同じ人が 同じ月番に当たるのを避けて ローテーションしてください。
- ② 自治会規約により 役員は外れます。

- 
- ・ 提出先：会長宅ポスト（1棟204号）
  - ・ 締 切：3月25日
- 

尚、変更がない場合は 提出の必要はありません。

## ● 集会所利用について

2月21日「まん延防止等重点措置」が解除され集会所等の利用が再開されました。

## ● 町報等配布について

町報等配布物については、2021（令和3）年度同様、役員が行います。

## ● 自治会費等集金について

以下の集金業務については、該当月の 班長さんでお願いします。

- ・ 自治会費（4月）
- ・ 町内清掃不参加料（春：5月）（秋：10月）

## ● 防災行政無線テレホンサービス （無料）0120-52-2136

「山の手自治会」で 検索

<山の手ウェブ> <https://yamanote.link>

班	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

【注意】：月日を記入して次の方に回してください。最後の方は **会長まで返却** ください。